

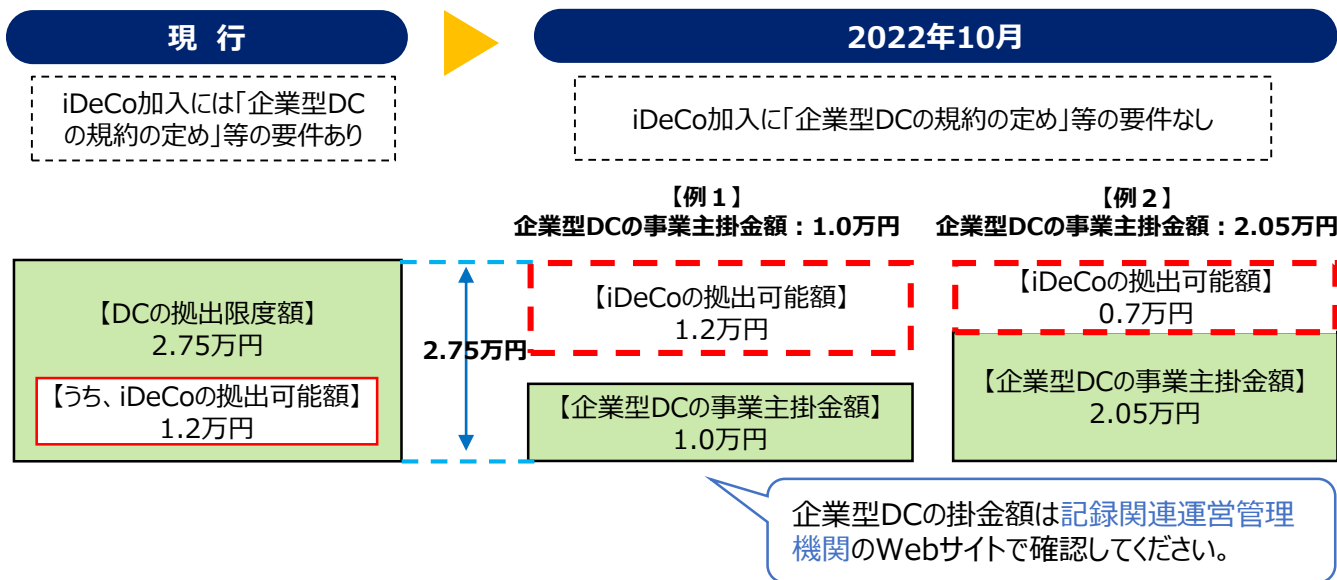
2回に分けて予定されている法改正により、 個人型確定拠出年金（iDeCo）が利用しやすくなります

令和4（2022）年10月から

- 「企業型DCの規約の定め」等の要件が撤廃され、原則^{※1} iDeCoに加入できるようになります。
- iDeCoの拠出可能額は、『月額2.75万円 - 各月の企業型DCの事業主掛金額』の範囲内（上限1.2万円）になります。
- マatching拠出^{※2}を導入している場合、Matching拠出を利用するかiDeCoに加入するかは、ご自身で選択可能です。

（※1）企業型DCで年単位拠出を採用していて事業主掛金が毎月拠出でない場合など、加入できないケースがあります。

（※2）事業主掛金に加え、従業員自身が拠出する加入者掛金のことです。



【注意事項】

- 既にiDeCoに加入している従業員は、2022年10月時点で企業型DCの事業主掛金額が月額1.55万円を超える場合【例2のケース】、拠出可能額が減少しますのでご注意ください。
- Matching拠出を導入している場合、Matching拠出を利用する方はiDeCoに加入できません。
- iDeCoの最低拠出額は月額0.5万円ですので、新規加入を検討する際はご注意ください。

令和6(2024)年12月から

- DC(企業型DC+iDeCo)の拠出可能額が、新たに計算されるDBの掛金相当額により変動します。
 - iDeCoの拠出可能額は、**月額『5.5万円 - (DBの掛金相当額 + 企業型DCの事業主掛金額)』の範囲内(上限2.0万円)**になります^{※3}。
- (※3) 計算結果がDeCoの最小掛金(0.5万円)を下回る場合はiDeCo拠出不可となります。
- 複数のDBに加入している場合の【DBの掛金相当額】は、加入している全てのDBの掛金相当額の合計額となります。

2022年10月

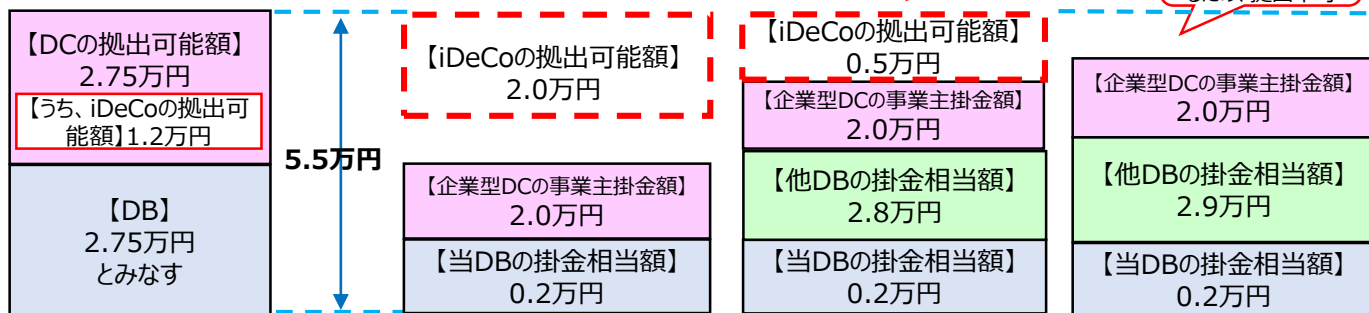
2024年12月

DB・企業型DC・iDeCo
の併用

【例①】
DBの掛金相当額：0.2万円

【例②】
DBの掛金相当額：3.0万円

【例③】
DBの掛金相当額：3.1万円



(注) 例①~③とも、企業型DCの事業主掛金額は2.0万円の前提

【注意事項】

- 例③のようにDBの掛金相当額が大きい場合、企業型DCの事業主掛金額次第で、iDeCoの拠出可能額が減少したり、拠出不可になる場合があります。2022年10月時点で拠出可能でも、2024年12月から拠出不可となるケースもありますので、**iDeCoの加入を検討する際はご自身の「DBの掛金相当額」「企業型DCの事業主拠出額」を事前に確認してください。**

企業型DCの掛金額は記録関連運営管理
機関のWebサイトで確認してください。

石川県機械工業企業年金基金 (DB) の 掛金相当額

※ 当基金へ新たにお支払いをお願いするものではありません。

区分	第1加入者	第2加入者	第3加入者
金額	2,000円	4,000円	5,000円

(注) 上記の額は概算値となります。正式な額は、2024年12月の法改正までにDB規約に記載しますので、改めてご案内します。